

津市公告第 1 5 0 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」といいます。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 2 9 年度営文振補継第 5 2 号
(仮称) 津市久居ホール建築工事
- (2) 工事場所 津市久居東鷹跡町地内
- (3) 工事概要 新築
構 造 鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造
階 数 地下 1 階、地上 3 階、塔屋 1 階
延 面 積 6 , 0 6 0 m²
主要用途 劇場（客席数 7 2 0 席）
基 礎 場所打ちコンクリート杭
屋 根 アスファルト防水、シート防水等
外 壁 穴あき P C 板、押出成形セメント板等
内 装 フローリング、石膏ボード塗装仕上、岩綿吸音板等
そ の 他 舞台機構、昇降機、外構等
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 全体工期 本契約の締結の日から起算して 7 1 5 日間
実工期 6 7 0 日間
本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るための余裕期間（4 5 日間）を見込んだ工事です。
なお、余裕期間等の詳細については、追加特記仕様書によるものとします。
- (5) 予定価格 3 , 4 8 3 , 8 4 5 , 0 0 0 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札としますので、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件を全て満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とします。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者

イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者

ウ 要領第4条第2項各号の一に該当しない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 構成員の数は2者とし、代表構成員及び第2構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。

イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。

ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、20%以上であること。

エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。

カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行ってください。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る本契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者

エ 審査基準日が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の建築一式工事の総合評定値が、1,200点以上の者

オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）

カ 官公庁等で発注された工事で、次の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とします。）

・延床面積5,000m²以上かつ座席数600席以上（屋内の単一空間における固定席及び移動観覧席（ロールバック式、せり式等）の合計）を有する建築物の新築工事

キ 本工事の施工現場に、一級建築施工管理技士又は一級建築士で、建築

工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できること（本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るための余裕期間を見込んだ工事であるため、余裕期間内の専任は要しないものとします。なお、余裕期間を使用する場合において、配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、余裕期間の終了時点において他の工事の完成検査が終了している必要がありますが、余裕期間を使用しない場合においては、契約時点で他の工事の完成検査が終了している必要があります。また、工事現場が不稼働であることが明確な期間は必ずしも専任を要しません。）。

ク 上記(4)キに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）。

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 建築一式工事に係る格付区分がAの者

オ 本工事の施工現場に、一級建築施工管理技士又は一級建築士を専任で配置できること（本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るための余裕期間を見込んだ工事であるため、余裕期間内の専任は要しないものとします。なお、余裕期間を使用する場合において、配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、余裕期間の終了時点において他の工事の完成検査が終了している必要がありますが、余裕期間を使用しない場合においては、契約時点で他の工事の完成検査が終了している必要があります。また、工事現場が不稼働であることが明確な期間は必ずしも専任を要しません。）。

カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）。

3 入札参加資格審査申請書等の配付

- (1) 配付期間 平成２９年１１月２０日（月）から同年１２月１５日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

入札参加者は、上記２に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければなりません。

なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできません。

- (1) 提出期間 平成２９年１１月２０日（月）から同年１２月１５日（金）午後５時まで
- (2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当
- (3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。
- (4) 提出書類
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し
 - ウ 使用印鑑届
 - エ 委任状
 - オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書
 - カ 配置予定技術者等届出書
 - キ 上記２(4)カに規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）
 - ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し
 - ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が平成２７年１０月１日から平成２８年９月３０日までのもの）
 - コ 配置予定技術者の資格証の写し
 - サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
 - シ 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
 - ス 施工計画書

セ 宣誓書

(5) 入札参加資格審査結果の通知

ア 入札参加資格の審査結果は、平成29年12月25日（月）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知します。

イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができますものとしします。

5 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成29年11月20日（月）から平成30年1月26日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市半田141番地
アサヒ感光社（電話 059-226-5214）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成29年12月1日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成29年12月7日（木）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成29年12月20日（水）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成29年12月27日（水）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から平成30年1月26日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年1月29日（月）午前9時00分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者（構成員全社）の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（5回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。
なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (7) この入札に係る費用は、全て入札参加者の負担とします。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができない

いときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

(10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

17 その他条件事項等

(1) スライド条項の適用

本工事は、津市工事請負契約約款第25条第1項から第4項（全体スライド）まで、同条第5項（単品スライド）及び同条第6項（インフレスライド）の規定に基づき、適用条件を満たす場合は、受注者の申請に基づき各スライド条項を適用するものとします。

(2) 変更契約

ア 地域外からの資材調達

本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について広域的に確保せざるを得ない状況であることを確認できた場合は、支払い実績により設計変更を実施する工事とします。

イ 地域外からの労働者確保

本工事は、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に必要となる費用について、技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない状況であることを確認できた場合は、支出実績を踏まえ設計変更により対応する工事とします。

なお、変更対象項目は、次によります。

（実績変更対象項目）

共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用（宿舍等に要する費用）

現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

ウ 施工条件が異なる場合等

その他、設計図書に基づく数量、施工条件等が現場と異なる場合等において変更する必要がある場合は、その必要性を合理的かつ適正に判断し、変更が妥当と認められる場合は、津市工事請負契約約款第24条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議して適正に決定するものとします。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333